



制定案

国際ロータリー細則から、出席報告の規定を削除する件

提案者 木更津東ロータリークラブ(日本、第 2790 地区)

承認者 第 2790 地区郵便投票により承認 (2020 年 月 日)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』16 ページ)

第 4 条 クラブの会員身分

- 4.010. 会員の種類
- 4.020. 正会員
- 4.030. 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン
- 4.040. 二重会員の禁止
- 4.050. 名誉会員
- 4.060. ローターアクトクラブの会員
- 4.070. 会員の多様性
- ~~4.080. 出席報告~~
- ~~4.090. 4.080. 他クラブへの出席~~
- ~~4.100. 4.090. 会員身分に関する規定の例外~~

~~4.080. 出席報告~~

~~各クラブは、各月の最終例会後15日以内に、そのクラブの例会における月次出席報告をガバナーに提出するものとする。無地区クラブの場合には、出席報告を事務総長に提出するものとする。~~

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

趣旨および効果

標準ロータリークラブ定款第 10 条第 1 節(d)の規定により、メイクアップの期間が同じ年度内になり、ある例会に欠席してその後同じ年度内にメイクアップする予定があっても、その月の最終例会後 15 日以内にメイクアップをしないと、国際ロータリー細則第 4.080. 節のクラブがガバナーに提出する出席報告では欠席扱いになる。従って、暫定的な出席率を報告することになる。

更に、標準ロータリークラブ定款第 10 条第 7 節の規定により、各クラブは独自に出席に関する規定に従わない規定を含めることができる。このことは、出席に関する規定は、各クラブによって様々な規定になってしまう。

これらの点を考慮すると、国際ロータリー細則 4.080. 節の報告は何ら意味のない報告になってしまう。

出席報告は、同一の基準で集計してこそ意味がある。何ら意味のない出席報告は、廃止すべきである。

2022 年の規定審議会に提案する事項をクラブが承認したこと
を証する為の書面

木更津東ロータリークラブは 2022 年規定審議会に提案する下記の件を下記の手続きにより当クラブの提案とすることを承認したことを証します。

提案者 木更津東ロータリークラブ
ZONE : 1 RID : 2790 (千葉県) RI 承認 NO : C000015043

提案事項 制定案

次の 2 提案 (詳細は別紙提案書の通り)

- 1 国際ロータリー細則から、出席報告の規定を削除する件
2. 地区が立法案を提案する場合の手続きを改正する件

承認した理事会 2020 年 9 月 2 日 木更津東ロータリークラブ定例理事会

承認した例会 2020 年 月 日 木更津東ロータリークラブ第 回例会

提案者

木更津東ロータリークラブ

2020-21 年度 会長 松岡 邦佳 自署 松岡 邦佳

2020-21 年度 幹事 近藤 直弘 自署 近藤 直弘

追伸 地区のホームページに掲載の「2022 年規定審議会制定案提出用紙」に、「e)財務上の影響」の個所がありますが、

ロータリー章典 59.020.4. 財務上の影響に関する説明文

事務総長は、立法案または決議案が採択された場合に相当な財務的影響を与えると事務総長が考えるすべての案件について、「財務上の影響」に関する説明文を用意し、この説明文を発行するものとする。「財務上の影響」に関する説明文を作成するにあたり、事務総長は、この説明文が立法案または決議案の完全な理解に基づいて起草されるよう、定款細則委員会の会合に適宜出席することを含め、同委員会と相談すべきである (2016 年 9 月理事会会合、決定 28 号)。

とある通り、「財務上の影響」は RI 事務総長が記載するものですから、提案書には記載しません。